

第8回 鎌倉市児童福祉審議会会議録

日時 平成17年1月29日(土)10時00分～12時00分

場所 鎌倉市役所3分庁舎講堂

出席委員 松原康雄委員長 富田英雄副委員長 石井孝子委員 加藤邦子委員
加藤芳明委員 新保幸男委員 四方燿子委員

こども福祉課長 おはようございます。ただいまから第8回の鎌倉市児童福祉審議会を開会いたします。ご覧のとおり委員の皆様方は全員ご出席でございます。なお、幹事として今回は市民健康課長を兼ねます塩崎次長が所用によって欠席しております。かわりに鷲塚保健師が出席しておりますので、母子保健の関係はそちらで質問等にはお答えすると思えます。

では、委員長お願いします。

(傍聴者入場)

松原委員長 おはようございます。きょうは今回の審議会8回目になりますが、年が改まりましたので、また今年もよろしくお願いをしたいと思います。

全体で8回目ですが、子どもの虐待関連の対策を考えるというテーマではきょうが3回目になります。この間、児童福祉法の改正等もありまして、かなり市の体制というのも大きく変わっていかねばいけないところもありますし、その上で改めて児童相談所と強力で協力体制を組んでいくというようなことも課題になっていると思えますので、きょうはそのことを中心にお話を進めていきたいと思っております。

最初に議事録の確認、既にお手元に届いているかと思えますが、これをさせていただきます。前回非公開でさせていただきましたように、個人情報が入っておりますので、これはご確認いただいて、回収をさせていただきたいというふうに思いますので、今現時点で何か訂正、修正等はありませんですか。

(なし)

松原委員長 よろしいでしょうか。ではお気づきの点がありましたら、お帰りまでにご指摘いただければというふうに思います。

それでは、きょうは資料的にはそんなに大部なものはございませんで、むしろ皆様方のご意見等を中心に伺うこととなります。会議の議事として最初にまずきょうの議論に入る前に、報告事項ということで、ここの委員のメンバーも何人が参画をしました次世代育成支援行動計画の素案について報告をお願いします。

こども局推進担当課長 次世代育成支援行動計画でございますけれども、素案という形でまとまりまして、今現在市民意見を公募いたしております。委員の皆様にも1冊ずつ素案をお送りしたところでございますが、その中に意見用紙を入れてございましたけれども、専門的な立場でぜひご意見をいただければというふうに思っております。市民

意見を含めていただきましたご意見を、事務局として整理いたしまして、また最終段階でのご意見を皆様にご覧いただきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

松原委員長 事務局として、特に何日ぐらいまでというめどがありますか。

こども局推進担当課長 意見公募といたしましては、31日を締め切りとさせていただいております。

松原委員長 我々の方もそうですね。

こども局推進担当課長 「できる限り」というふうに思っておりますが、31日、専門的な立場のご意見ということで、その週の末ぐらいまでにお寄せいただければというふうに思います。それで方法といたしましては郵送でも結構ですし、ファックス、メール等でも結構でございます。書式は問いませんので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

松原委員長 ではぜひ児童福祉審議会、それから後事のテーマに係る部分もありますので、全体的なことあるいは個別テーマにかかわってのご意見を伺えればというふうに思います。

それでは審議ということで、児童虐待対策についてということで、お手元に3枚の資料がきょうあるかと思えますけれども、これに基づいて全体の鎌倉市の児童家庭相談のイメージがこれで示されておりまして、その中で児童虐待に対する主要な活動の一つとして対応していくことになると思いますので、全体的な関連、あるいは児童家庭相談の推進、そしてその中で児童虐待対策という観点からご意見をいただきたいと思えます。

それでは資料に沿って事務局の方から説明をまずいただきたいと思えます。

こども福祉課長 きょうは資料としては8 - 1と8 - 2、2種類でございます。8 - 2は、説明の際に参考にしていただくために、改正後の児童福祉法の本当に主要な部分と申しますか、市町村に関係する部分をつまむ形でつけさせていただきました。主に8 - 1に基づきまして説明をさせていただきます。従来児童福祉法におきましては、あらゆる児童家庭相談というものは、児童相談所が対応するというようになっておりました。近年、児童虐待相談件数の急増等によりまして、緊急かつ高度な専門的な対応が求められる一方で、育児不安等を背景にした身近な子育て相談比率も増大してきております。このような背景の中で、国の方では15年の法律改正で市町村が子育て支援事業を実施するというようにされました。さらに、昨年11月に成立した改正法では、きょうのテーマである児童相談を第一義的には市町村で受けということが法律上明確にされたということでございます。きょうはその鎌倉市における本年4月1日以降の体制につきまして、図の形でお示しをしておりますので、それをご参照の上、お聞きいただきたいと思えます。

まず、児童福祉法の第10条に、市町村業務というのが今回規定されました。資料にあ

りますように、特に(3)第10条の第1項第3号ですが、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うことということで、これを実施するために仮称でございますが、こども局推進担当に「こどもと家庭の相談室」これを設置するというところでございます。私ども市役所の内部の事情でございますが、こども局推進担当は特命の組織でございます、いわゆる事務分掌規則上の機構になっていないために、一応こども福祉課にこの相談担当を置きまして、その担当事務を保健福祉部長からこども局推進担当部長の方に事務委任するというような形を、今考えております。現実の場所としましては、本庁内は狭隘で確保できないため、福祉センター1階、現況ロビーになっておりますが、こちらに相談室を置きたいなというふうに考えております。将来的には本庁舎の耐震工事が順次進められておりますが、これの完了が平成17年度中ということになっておりますので、その時点で全体の執務室配置の見直しが行われるという予定の中で、再度検討をしていきたいというふうに考えております。

その「こどもと家庭の相談室」が、ちょっと長いので以下「相談室」というふうに呼びますが、人の配置として専任職員が1名、そこにありますように課長代理級を考えております。置きまして、あと兼務職員を1名置きます。これはこども福祉課の家庭福祉担当の係長を兼務させるような形を考えております。それから新たに非常勤嘱託員という形ですが、相談員の方を3名配置して、常時相談に当たる方は相談員の方が2名、平日で確保できるようにしたいと思います。専任職員とあわせまして3名体制ということをお8時半から5時までの間、確保したいというふうに考えております。相談員の方には、児童相談所に置かれることになっております児童福祉司になる資格をお持ちの方とか、臨床心理士の資格をお持ちの方、こういった方を考えております。時間外とか平日夜間の体制というのが必要であるという認識は持っておりますが、当面市役所で24時間体制というのはなかなか難しいところから、これは中央児童相談所との調整が必要になりますが、当面休日夜間、時間外につきましては児童相談所の方のご協力を得まして、対応をお願いしたいというふうに思っております。

次に相談の内容なんですが、児童相談と一口に言いましてもいろいろございまして、きっかけとなったのは児童虐待の問題でございますが、今回市町村が受けるとされている児童相談は、子どもに係るすべての相談というふうになっておりますので、まずはこの相談室で相談を受ける、あるいは虐待の通告を受けるということがありました場合、話の内容によりまして左側の一般の児童相談と児童虐待の相談というふうに、相談室の中でそれを分けて、その後の流れを図の方で描いております。

まず最初に左側の一般の児童相談ですが、その下側の囲みの中に、市役所内の連携で対応する相談、それから下の方に関係機関等と連携して対応する相談というふうに表記してございますが、その中に養護相談、保健相談、障害相談、非行相談、育成相談、その他の相談というふうに6種類分類してございます。この6種類の分類は、実は今4月

からの体制のために国県でその準備の詰めをやっておりますが、神奈川県はあり方検討委員会というものを立ち上げて準備しているということを前回の会議でも紹介したかと思いますが、市町村でのガイドラインをつくっております。その中の相談の種類でもあり、また国が同じように市町村での児童家庭相談援助指針というものを出すということで、その案が今提示されております。そちらで児童相談の種類として挙げられているものをここに掲げております。その中でお示ししている課が相談に応じる市役所内の課の名称でございます。

市役所の中でも出先の機関でありますとか、あるいは施設関係は関係機関等という表記で、下の方に鎌倉保健所、医療機関、（主任）児童委員、その他掲げてございますが、そういったところであり、それぞれの立場で相談に応じる場合があるかと思っております。そして市役所内の関連課とも相互に連携、情報交換をしていくことになるかと思っております。一般相談の中でもやはりこれは要保護、保護が必要であるというケースにつきましては、また後ほど説明しますが、児童虐待の方にご提起をいただくというケースもあるかと思っております。

今度は真ん中の児童虐待の相談になりますが、これにつきましてはそこにありますように、必要な調査の実施、あるいは児童の安全確認、それから緊急介入の必要性の検討、児童相談所と必要に応じての協議と、こういったことが必要になってくるかと思っております。そのための早期発見のためのチェックリストというようなものも、今あり方検討委員会の中でも詰めが行われておまして、近々それが固まるという予定になっております。それらを使いまして、市の体制としましては、支援方針決定会議というものを設けまして、これに当たりたいと思っております。

国の援助指針、あるいはこれまでの児童相談所の体制でいいますと、いわゆる受理会議とか、ケース検討会議というような形で今行われているようでございますが、それを市の方では支援方針決定会議ということで考えておまして、課長級の職員でこれを構成したいというふうに思っております。そこにありますように、役割としましては継続的な関与が必要な事例について、当面の方針や担当者を決定する。あるいは中には緊急に児童相談所に送致すべき事例というものもあるかと思っておりますが、これについて決定するというのがその役割でございます。

構成メンバーとしましては、そこにありますようにこども福祉課長、こども局推進担当課長、市民健康課長、教育センター所長代理、人権・男女共同参画課長、それから必要と認める者ということにしております。こども福祉課とこども局推進担当、子どもにかかわる課なんですけど、市民健康課は母子保健にかかわっております。それから教育センターの所長代理というのは青少年に関する相談を受けるところでございます。それから人権・男女共同参画課と申しますのは、配偶者暴力、DVの関係と子どもの人権の問題に携わる課ということで、このメンバーを考えました。それから具体のケースに応じまして、関係のセクションからここに加わっていただくということもあろうかと考えて

おります。

支援方針の協議の中で、継続相談が適当であるというケースにつきましては、今回の法改正の中で市町村が置くことができるとされました要保護児童対策地域協議会、こちらに協議をし、その中で対応していただくということもあろうかと思えます。特に援助活動チームといった具体の活動をやっていただくということが中心になろうかと思えます。それから緊急性が高いものにつきましては、先ほども言いましたがすぐにこれは児童相談所の方に送致をするということになろうかと思えます。それから中には心理判定が必要であったり、専門的な支援が必要なものにつきましては、そこにありますようにやはり中央児童相談所の方に判定要請をしていくということになります。

それから真ん中にトンネル状で相談・通告が直接相談者から中央児童相談所に矢印が行っている部分がありますが、これにつきましては法律も「市町村または児童相談所」という形で相談・通告先を言っておりますので、こういうケースもあろうかと思えますが、中には市町村に返すべきような事例も含まれているということで、真ん中にそういう事例につきましては相談対応の依頼という形で市町村の方に返ってくるという図になっております。もちろん関係機関等とは相互に連携し、情報交換もやっていきたいということでございます。

それから、こういった児童虐待を含む家庭からの相談、本人からの相談だけでなく、それを早期に発見しあるいは予防するという働きも並行して考えていかないといけないというふうに思っております。一つには表の右側でございます育児支援家庭訪問事業というのがございます。これは厚生労働省が16年3月31日付で通知を出しまして、国の補助事業として挙げているものでございまして、これを本市でも実施したいというふうに考えております。そこにありますように、医療機関、児童相談所、保健所、こういった関係機関からの情報に基づきまして支援が必要な家庭、子どもについて特にお母さん方に対する支援になろうかと思えますが、下にあります育児・家事等の援助、あるいは専門的な家庭訪問支援、こういったものを展開するという計画でございます。

まず最初にそのサービスの内容なんですが、育児・家事等の援助といえますのは、ヘルパーや子育てOB、こういった方をお願いして家事援助、それから母親への相談等に当たっていただく。それからよりもう少し専門的な家庭訪問支援としまして、保健師あるいは助産師等による、そこにあります育児指導、栄養指導、発達援助の指導、それから母親への専門的な相談に応じる、こういった二つのメニューに分けて、それぞれ家事援助等につきましてはこども福祉課の方で事業を展開したいと。それから専門的な家庭訪問支援というのは今でも母子保健という形でいろいろ事業展開しております市民健康課の方で事業をやっていくという計画でございます。それでそのサービスの提供に当たりまして、必要かどうかの絞り込み等が必要でございますので、それを今回支援サービス調整会議というものを設けて、左で説明しました課長級による支援方針決定会議の構成メンバーである課のこれは実務者レベルということで、係長級の方にこの調

整をやっていただくというふうを考えております。

ここでサービスが必要であるということになりますと、そのメニューに応じてこども福祉課、あるいは市民健康課に対し派遣依頼が行きまして、実際に人を派遣していただく。このサービスというのは、申請者の申請行為に基づくものではなくて、あくまで市側が必要と認めた家庭に対してサービスをするということを考えております。もちろんサービスを提供する事業課の方から他の事業も含めまして、その中で必要であるというふうに思った場合には、調整会議の方に、逆にこれ必要なんじゃないかという情報を上げていただいて、論議する場合もあろうかと思っております。

この申請を待たないで行う育児支援家庭訪問事業なんですけど、これを行うに当たっては、子育て支援施策の、他の制度についても参考にしながら取り組んでいきたい。他制度というのはどういうものを考えているかと申しますと、一つには17年度から新規に展開しようという計画で、そこに図の右下にあります在宅子育て家庭訪問支援事業、これが一つ。それから従来から行っておりますファミリーサポートセンター、これは1時間700円といった本人負担が生じるんですが、これの育児支援の制度、それからかなり対象者は限定されますが、こども福祉課の方で展開しておりますひとり親家庭への家事援助の日常生活支援の事業がございます。これは児童扶養手当の受給資格をお持ちの方とか、生活保護の被保護世帯とかというふうに、かなり限定的な制度ではありますが、そういったものも併用していく必要があるのではないかというふうに思っております。

ここでは、新規にこども局推進担当が展開する予定である在宅子育て家庭訪問支援事業についてちょっと触れますと、そこにありますように、在宅で子育てしている家庭に対して家事援助を行うということを考えておまして、その対象は妊娠、具体的には母子健康手帳を取得した時点から対象にしまして、子どもが0、1、2、3歳未満までの家庭を対象にするというふうに考えております。それからもう一つのケースとして、保護者が病気などで家事ができない家庭、こういったものを対象にする。支援の内容は家事援助、その具体的な内容としましては買い物や掃除、食事のしたく、あるいは赤ちゃんの入浴支援、こういったものを想定しております。

実施方法につきましては、NPO法人に委託する形で実施したいというふうに考えているわけがございます。利用料は本人負担を若干いただきまして、1時間当たり400円を今考えております。ただ、400円では安過ぎますので、支援する方には市の方から600円の補助といいますか、負担をいたしまして、1時間当たり1,000円でこの事業の手伝いをしていただくというふうな仕組みを考えております。なお、支援の内容も今のところ家事支援というふうに限定して考えておりますが、病後児保育でありますとか、一時保育といった事業への展開も検討していきたいというふうに考えているところです。こういったソフトの部分の事業とあわせまして、子どもと家庭の子育ての支援をやっていきたいというのが、行政側の今考えている仕組みでございます。これにつきましては、審議会の方のご意見をいただきまして、4月から体制を決めていきたいというふうに考

えておりますので、よろしくお願いいいたします。

以上であります。

松原委員長 ありがとうございます。4月からの法改正実施に向けて、鎌倉市として児童家庭相談体制を組み直されるということで、新たな相談室等の構想も紹介をいただきましたが、委員の方々のご質問、あるいはご意見を受けたいと思いますので、どうぞ自由にご発言ください。どうぞ。

新保委員 まず、とてもうまくつくられている図だなということをしごく感じました。細かいところまで、かなり配慮された上で図がまとめられているということをしごく感じました。その上で、1点だけご質問したいのは、図の右側の育児支援家庭訪問事業、これ本人が受けたくないという可能性を持った人に対して、サービスを提供する可能性があるんだろうと思いますけれども、受けたくないという人に対してサービスを提供する場合に、先方から拒否された場合に、どの程度まで家庭訪問を継続するということをお考えなのかなということについてお教えいただければというふうに思います。

こども福祉課長 実は、それも我々当然想定されるケースとして考えていたんですが、やはり本人が嫌がるのに無理やり家庭に押しかけるということではできないだろうというのが1点あります。ただ、それをそのままにしておきますと何のための事業かということになりますので、ちょっと私ども逆にいろいろなご意見を参考にして、これからそこの詰めもやっていきたいというのが正直なところでございます。申しわけございません。

松原委員長 新保委員、何かご提案。

新保委員 私も少し考えさせてください。すみません、お役に立てないですけれども、申しわけありません。

松原委員長 そういう場合って多分これこの図で言うと支援方針決定会議の方にそのようなご家庭って、もう一回戻って行って、もしそれに対応が困難であるということになれば、困難事例ということで、児童相談所につなぐケースもあり得るのかもしれないですね。じゃ加藤委員どうぞ。

加藤(芳)委員 関連してなんですけれども、この事業を立ち上げるときのモデル事業を国に協力させて、藤沢市で展開をした経過でございまして、そのときのことなんですけれども、基本的に対象のイメージは同じでございました。拒否されるかもしれない。それでもこちらの方で、当時は児童相談所と市が連携して実施するという形になっていましたので、こちらとしてなかなか入り込みにくい、かつ必要なご家庭にチャレンジしてみようというようなことでしたので、児童相談所で児童福祉司指導という点があるんです。ですから児童福祉司が行く分には全く問題ない。

ですけれども、訪問支援事業の実際担い手は、今ちょっとメインではなくなっただんですけれども、当時は児童委員、主任児童委員も対象であったんです。今全く対象ではないと思うんですけれども、何か消えてしまいました。ですので、児童委員、主任児童委

員の場合は児童相談所から児童委員指導という形ができるんです。それで同じような効果が発揮できますので、実際には1人を除いては児童委員でしたので、児童委員指導をかけて、ダブルでそういう場合も行けるように効力を担保したという経過がございました。ですからそれに類似した、やはり必要ないとどうしても言われたときに、からめ手で粘り強くやっていくと向こうも心を開いてくるのが結構ございまして、そういう実感を持っているんですけれども、やはり最初の段階でシャットアウトされると見過ごされますので、理念だけで実態が伴わないことになってしまう可能性がありますので、そのところの児童委員指導以外の便法があり得るのかというのは、法制度の問題でもあると思うんですけれども、考えていかなければいけないことだなと思います。

松原委員長 そうすると、ここの専門的な家庭訪問支援の主な支援者というところが、藤沢の場合には主任児童委員が入っていたということですかね。この点は、鎌倉市は考えているんですか。余り想定していなかった。

こども福祉課長 正直なところ、今そういう事例をお聞きしましたので、参考にうちの方でも検討したいと思います。

新保委員 ちょっと待ってください。よろしいですか。そうしますといわゆる指導措置をかけるという寸法ですね。となると、先ほども委員長がおっしゃったように、支援方針決定会議を経て困難事例などというルートを通して、中央児童相談所の方に行って、そこから指導措置をかけて主任児童委員に入っていただくという形で対応していくというルートになるんでしょうか。

こども福祉課長 そういうことなのかなと思います。

松原委員長 児童相談所からの情報提供と言われていきますので、やはり気になること、単なる拒否というよりは、むしろ社会的な孤立等から拒否をされるケースの方が多く予想されますので、その場合はやはり児童相談所との連携、協力。むしろ育児支援というよりも、まさに子どもの虐待対策の方に少し力点を置かなきゃいけないケースももちろんあると。単にそんなのは慣れていないから使いたくないとか、そういうのもあって、それは恐らく粘り強い説得が必要なるでしょうね。福生はどのくらい実績が上がっていましたか。

加藤(芳)委員 当時モデル準備期間がなかったというようなこともございまして、モデル実施期間は実際には2カ月程度だったんです。実際動いていただいた方は5名です。対象者は兄弟もいらっしゃるのあれですけれども、5ケースです。ケースによっても活動内容で行きますと週1ペースで、それ以上かかっていた方もおりました。その結果、不登校のお子さんが通うようになったとか、LDになったお子さんが、年長のお子さんですけれども、自立していったとか、短期間だったんですけれども幾つか効果を発揮したことがありまして、そのもとになる資格を持った方、ここでは保健師、助産師となっていますけれども、児童委員さんもなかなかのものだなというふうには思いました。

ただ、一つだけ隘路を感じておりまして、先ほど児童委員指導をかけられるというふうに申し上げたんですが、その部分ですごくいいんですけども、活動内容が児童委員さんの児童委員活動としても、この活動はもともとやってはいけないということはないんですね。ただ、継続的にやるものなのかということがあって、ちょっと逸脱しているだろうというふうには思うんですけども、継続した部分については家庭訪問事業のイメージなのかなと思うんですけども、ダブるんですよ。その部分の整理が必要ではないかということで、この事業、モデル事業が終わるときの反省会ではそういうご意見もいただきました。

松原委員長 ダブルカウントしていただいてもいいと思うんですけども、委員活動としてもカウントし、こちらの訪問事業としてもカウントするという。もう少し担い手のところ、幅を広げられるかどうかということもぜひご検討いただきたいと思います。

ちょうど訪問の話が出たので、私から1点質問したいんですけども、このこどもと家庭相談室で特に児童相談員については市内、市役所内の連携で対応することになると思うんですけども、こどもと家庭の相談室自体ですっと継続的に同一の方にいるというお話を伺ったりという、そういうことも想定されると思うんです。ここの相談員の方がメインで相談にずっとのり続けると、多分そういうこともあるかと思うので、そういうことを想定されているだろうかということと、その場合にこどもと家庭の相談室の職員の方がこの相談室から出て、家庭訪問をして相談に乗るとか、あるいは様子を確かめるとか、そういうことを想定されているかどうか、そこをちょっと伺います。

こども局推進担当課長 継続して相談という最初の方の点ですけども、当然相談の内容によっては今こちらに並べてあります各課というよりも、継続してお話を聞きながら、その中でどんどん課題が浮かび上がってくるということが想定されると思います。そういった継続相談をこどもと家庭の相談室で受けていく。それと後段のご質問の、家庭を訪問していくということですけども、現在の段階では相談者をお迎えしてということで、訪問しての相談という設定では考えてはいない状況でございます。

そういった訪問しながら相談を受けるというケースにつきましては、真ん中にあります要保護児童対策地域協議会の中にございます援助活動チームという、そこら辺も含めて訪問しながらというふうに思っております。

松原委員長 そうですね。継続的に訪問し続けるケースって、そんなになんかと思うんです。例えばそれこそ一度主任児童委員さんに行くとか、では保健師さんを紹介するから今度行くからねというような形で、全く外に出られませんという制約をかけてしまうと、かえってやりにくくなるんじゃないかなというふうに思うので、そういうまさにいる継続的に相談しながら、じゃこの人たちにも子育て手伝ってもらおうと言ったときには、一度引き合わせるからねというのが、来ていただくってそんなセンターの1階で引き合わせてもいいんですけども、そういう手法なんかも恐らく可能性も、だから全く子ども相談員外へ出てはいかんと、とにかく勤務時間は机の前に座っていなさいと

いうのもちょっと問題はないかという気がするんです。

ほかはいかがでしょうか。石井委員。

石井委員 大変こんなに複雑な機構、本当に1枚の紙でまとまっているなというふうには私は感心して見ていたんですけども、これでもし具体的に相談者の市民の方が、うちの子がちょっと今不登校になっていますということで、こどもと家庭の相談室へ行った場合に、これはどういうふうなことになるのでしょうか。児童相談としての連携が、各市役所内との連携で対応する部に多く含まれてくると思うんですけども、そこで受けた相談員はということをしていったらいいのかが、ちょっとわからなかったんです。

こども局推進担当課長 これ実は現行も行われていることだと思うんですけども、さまざまな相談が寄せられます。その中でその相談に関するセクションをこちらの方で声をかけて、ですから今度は専門の相談の人がいますので、声をかけて集まって、チームを組んでそれで解決方法を探っていくという、そういった形になるのかなと思います。ただ個別の課題だけの、単独の課題だけの相談の場合は、ご案内しながらそれぞれの相談と一緒にやっていただくという、そういう形で相談をつないでいくということも出てこようかなと思います。

松原委員長 場合によっては教育センターの方をご紹介して、そちらに行ってください。

こども局担当推進課長 そうですね。不登校の問題ですと教育センターをご紹介する。それで教育センターの方で引き続き相談を受けていくというケースもあれば、その課題がほかの部分と絡み合う場合ですと、複数の課が対応した方がいい場合というのが出てきます。その場合、招集をかけて、一緒に集まって課題解決に向けて検討し合うという、そういった体制をとっていきたいというふうに思っております。

松原委員長 僕がこういうことを質問するのは何かおかしいと思うんですけども、要保護児童対策地域協議会の扱う内容が余り明確じゃないんですよ。例えば保健相談だとか。養護相談に来た場合によくわかるんですが、保健相談、障害相談、非行相談も要保護かなという、このところが育成相談なんかどうなんだろうということで、ここはもう少し恐らく事例を積み重ねないと、どの辺まで支援方針決定会議で議論をして、この地域協議会を開くかというのは、ちょっとまだ経験を積み重ねていかないと見えてこないところがあるのかもしれないんですけどもね。だから今の石井委員のような例は、多分この下の地域協議会まで行くケースは少ないかもしれません。事務局の石井さんがおっしゃっていたように、それでちょっと要保護性がある不登校だなんていうことになれば、こちらに結びつくんでしょうけれども、そこなかなかケース・バイ・ケースになってしまうのではないのでしょうか。

石井委員 そうしますと、こちらのこどもと家庭の相談室で受けるのは、そういう要保護を多く含むというふうなことで考えていいのかしら。

こども局担当推進課長 こどもと家庭の相談室は、要養護であるなしにかかわらず、

すべての子どもについての相談が寄せられるというふうに私ども思っております。

石井委員 例えば、もし仮に私が相談員でここにつくとしますよね。その場合に相談が例えば不登校ですとか、いろいろなそういう相談を受けたときに、自分がこれを受けた方がいいのか、またはこれを教育センターに行った方がいいのか、またなまじ自分が不登校を扱って、例えばそういう経験もあるなんていうふうになると、そこで受けてしまいますよね。あ、自分ならこのケースやれそうかなみたいな。そのときに、例えばそういうことがいいのかどうなのかということなんですよ。

松原委員長 ご心配の趣旨はよくわかります。抱え込んでやっていて、かえって問題をこじらせてしまうような場合。それから相談員の人の個人的な判断で、これは回すとか、これは回さないと決めていいのかという、そののところがやって、それは児童相談所で言うような受理会議みたいなものが、このこどもと家庭の相談室にもないと、個々の相談員の個別の判断にちょっと随分、この相談員さんは結構チーム協議に回しているけれども、この人は抱え込むということになりかねないので、これはこどもと家庭の相談室の運営の中で、折角の専任職員、課長代理の方がいらっしゃいますので、この方を中心に、庁内会議、受理会議は週に1回ですか、そういうような形をどこかでされることが適切なのかもしれませんね。

新保委員 これ入り口の方はすごく間口が広くて、しかもルートが中央児童相談所の関係でつながっているんで、今のお話をお伺いしますと、場合によれば専門支援のところのルートとして、教育関係の何か上部の、こういうことを専門的に支援できるような機関というのがあるんじゃないかなとも思うんですが、具体的にはないんでしょうか。ちょっとそのあたりよくわからないんですが、教育関係の部局で何かありますか。

松原委員長 何か相談室持っていますか。

こども局担当推進課長 ええ。教育センターの中に相談担当がございます。

学校教育課長 学校教育課ですが、現在中学校関係ではスクールカウンセラーが各校に配置されていますので、そこに学校教育課を通して相談事例をつなげていくことも可能だと思いますし、教育センターの中の教育センター相談室、不登校関係で行けば特別支援教室の「ひだまり」なども、具体的などころで対応はつなげていけるというふうに考えております。

松原委員長 もう一つ石井委員、釈然としない？どの辺で。

石井委員 そうですね、多分相談員が、例えば不登校の場合は教育センターという不登校を専門に扱っている相談機関があり、また「ひだまり」というデイケア的な場もあるという中で、「あ、不登校ですか、じゃあちらに」というふうに言った方がいいというか、そういう流れがきちんとできているのならばいいんですが、なまじその方が不登校、「あ、これでちょっと受けてやれそう」という感じでどんどん行く、それがいいのかどうなのかというのは、前もって整理はしておいた方が相談員としてはやりやすいかなと思います。どうなんでしょうか、ちょっとその辺がよくわからないんですが。

松原委員長 四方委員、どうですか。

四方委員 これは少なくとも入り口の問題というのは非常に重要だろうと思います。そしてこれは奥がものすごく深く、（図では）本当にうまくまとめているんですけども、私も非常に懸念はいたします。それからこの方たちの業務というのは、相当大きな専門性を持っていないと、つまり、虐待の非常に迅速な判断さえも、この方たちがまず受けてとらなくてはいけないというところから、結局非常に断片的な情報しか一番最初は入ってこないわけです。

ですから、その中での判断をしていくためには、この方々が一体何をやるかということよりも、まずはどうするかと、今これをどこに連携していくのかということが、一番の大きな業務になるのではないのでしょうか。むしろ継続をこの方が行うという、そういう業務はどうなんだろうなと思います。つい電話相談でも、実はそこでじっくり聞いていくという心からも耳を傾けるといって、相談者としての大事な考えがないと、第1の情報というもの聞き取れないんです。だけど、その構えと、もう一つはそこで判断をするというもう一つ大きな重要な任務があるかと思いますが、ぜひ先ほど委員長もおっしゃられたように、受けた相談が必ずどうするかという、まず第1の判断業務がここにあるかと思って聞いておりました。

そこで、もう一つは、これも先ほど関係機関の中にも当然虐待が含まれている、例えば不登校の中にもいろいろなことがあるわけで、ここからの相談もここへ入ってくるのでしょうか。当然だと思うんです。つまり関係機関からの情報を受けるシステム、そのことが一つ、この相談室の役割としてあるのかな。

松原委員長 そうですね。それはこの民間の児童委員とか学校、保育所、医療機関から相談・通告という矢印が出ていますので、これも多くなるんじゃないでしょうか。

四方委員 当然だろうと思います。ですから、まずはこの方たちが大きな業務を担っていらっしゃることを、いろいろな心配が出てくるんですけども。

松原委員長 これはやはり個人判断しないで、組織としてきちんと判断をすることと、それから四方委員がおっしゃったように、特に虐待の疑われるものは、もう本当に早く支援方針決定会議まできちんと送らなければいけないでしょうね。じゃないと決してその対応はできない。

ただ、今度の法改正で受付窓口だけでなく、相談指導も市町村がやりましょうということになっているので、どこかが物理的な援助としてこの育児支援だとか、在宅子育て家庭だとか相談だとか、そういうものがあるにしても、どこかが相談をしていくという、そのケースはもう市で担保しておかないと、なかなかうまく行かないだろうと。そういう意味でやはり石井委員が懸念するように、場合によるとこれ教育センターの相談の方がいいのということが起こり得る。そこはやはり戻りますけれども、もう一回そういう支援協議の中で、これはどこがメインでやるべきなのかという、それは議論しなければいけないところだと思いますし、さっき言ったように難しいですけども、そ

うという実際の援助活動チームを含むのであれば、要保護児童対策地域協議会というのが生きてくるんでしょうけれどね。この地域協議会、「必要に応じて随時」と書いてありますので、どの程度の議論ができるか、ちょっとやってみないとわからないのかなという気がします。

逆に石井委員にちょっと伺いたいんですけども、相談者側の好みというか、ちょっと教育相談センターは行きたくないだけども、ここで話を聞いてくれませんかということもあり得ますよね。

石井委員 当然あり得ると思うんです。相談というのは機関に来るというよりは、やはり人につくんだらうと、私は何となくそんな感じがとてもしていますので、第1印象でこちらはサラリと本当にどういうことでお困りなのかなという、ただ、それだけを聞いたつもりでも、もうそのときのそれで、ぜひお願いしたいという、そういう関係ができることは十分考えられますし、そのときに相談員も「あ、これは何かやれるな」という感じを持って何かやりたいなというときに、ただ、いやそれはもう専門の教育センターの方だということになっていけばそれはそれですけども、そこで相談員が自分で判断していくと、いろいろな場合が出てくるかなと、ちょっと感じたものですから。

松原委員長 逆に相談員が出てくれて、個人的な振り分けがなされてしまっても困りますけれども。

石井委員 ええそうですね、それはあるかと思えます。ですから、いわゆる病院なんかの総合受付窓口というんでしょうか、そういう意味でもしこちらの相談員がいるならば「はいわかりました。じゃあなたはこちらがよろしいでしょう」とか、そういうふうな振り分けでもないですよ。そうなってくると、こちらの児童相談の左側に「市役所内の連携で対応する相談」という、「連携」というのが、実際はどんなことになっていくかしらということをおっしゃるわけです。

松原委員長 総合受付的なことで、例えば不登校ならそういう教育センターという専門の治療科があって回せるのですけれども、そのほかのものについて、すべてこの市役所の、例えば社会福祉課とこども福祉課が継続的にそこのご家庭の相談に乗るとするのは、ちょっと考えにくいんでしょうか。そういう何かの場合には相談室の相談員が受けていくという、だから両方の役割をこなさなきゃいけないという難しさはありますね。加藤委員。

加藤（邦）委員 今のお話を伺っていて、やはり相談に来られる方は親の主訴というのがあって、その主訴に相談に乗った方とか相談者の方がアセスメント、ある程度見立てを立てて、それをすり合わせていく必要があって、どのケースの場合でもあると思うんです。その次の段階で支援方針の決定会議のところ、課長級とか次の支援サービスの調整会議も係長級となっていますけれども、そこに実際に相談に当たった方とか、その親とか子どもについて直接にコンタクトをとった方が出ることが、とても必要なことだと思うのですけれども、迅速に対応するとか、そのケースに合った対応をしていくた

めにはとても必要だと思います。それについて、この案の中ではどのぐらい支援方針決定会議ですとか、調整会議についてどのレベルで今後の方針を立てていこうというふうに考えていらっしゃるか、ちょっとご意見を伺いたいと思います。

松原委員長 この課長級、係長級クラスが一番最後に「必要と認める者」というふうに書いてありますよね。この中にそういう相談を受けた方が入るんだろうと思います。

こども福祉課長 「必要と認める者」の中に入れるか、もともと支援方針決定会議といますのは、相談室で受けた事例について検討していくわけですので、事務局的な立場でその相談員の方が同席されて、やはりそのケースの説明をしていただくということになるかと思います。「必要と認める者」といいますのは、例えばこれが障害児の関係であるのなら、ここに入っていない社会福祉課長に入っただとか、そういう想定で「必要と認める者」というのを考えているところです。

松原委員長 そこで振り分けがされる相談と、じゃこれはこどもと家庭の相談室の相談員に継続的に相談を見ましようかという、そういうこともこの支援方針決定会議で決まると思うんですが、そのためにはやはりこれが随時じゃなくて、定期的に開かれなないといけません。児童相談所の場合は、受理会議は原則全ケースでしょう。

加藤（芳）委員 そうですね。こういう場合ですと、児童相談所の場合、児童相談所で今受けている認定段階の相談の窓口と基本的に同じはずなんですけれども、その部分が今回の法によって移行するわけですから、基本的に同じと考えるべきですけれども、違うのは、当然のことながら児童相談所の中には関係機関の人たちがいないということです。ですから児童相談所の中でその了解をとることができなくて、担当がおおむね市の関係機関、不登校で言えばセンターの方とか教育機関とか、そういう方々と担当が連絡をとった上で、感触を聞いてきて、それを踏まえて支援方針を決めていくという形になります。ですから、方針の決め方そのものは、手続はちょっと違いますけれども、基本的には同じように進んでいくんだろうなというふうに思います。

1点、今までの議論の中でつけ加えさせていただきますと、基本的に一番左側の児童相談という部分は、児童相談所の窓口として受けている部分が移行する部分ということです。それが同じ市の中になると、市でも例えば不登校相談と標榜して受けた窓口というのは、他にももともとあったわけです。そことどうなるのかというのが、今まで以上にはっきりしないといけなくなるんだと思うんです。

ちょっと乱暴かもしれませんが、児童相談所で不登校相談って、件数そんなに多いわけではないんですけども、これは不登校相談だねというときには、恐らく同じ言葉を使いながら教育センターで受けているものとは、中心で見るとかなり違うのかなというふうに思います。

先ほど要保護性ということが出ましたけれども、やはりそのコンテンツ自体どこに光を当てるかによって違ってくるんだと思うんです。光の当て方がきっと違うんです。やはり児童相談所で受けるからには、最終的にもうこの子はうちでは面倒見切れませんと

というようなフレーズがどこかに出てくる。学校へ行かないという状態があるだけじゃなくて、もう手に負えませんとか、言うことを聞いてくれません、遊びほうけてしまわず、昼夜逆転してしまっているから、結果的に学校に行かないというような主訴があった場合に、それ以外の主たる問題が出てこなければ、常態像としての不登校をとるから、不登校相談だと児童相談所は言っているわけです。もっと目的的に学校の登校拒否をしている場合とか、そういう相談も受けている教育関係の機関が、かなり中心の相談体制が違うのかもしれないと思います。かといって、児童相談所は要保護性のケースだけを見ているわけではないんですけれども、最終的に一応機能を持っているということで、要保護性との関係はあると思うし、あるいは専門的診断判定を要するケース、そういう言い方をされれば、やはり受けるだろうと思います。あともう一つはそれ以外に、他の機関であらざる相談はきっと全部受けているだろう。玉拾いの機能は持っていると思います。そういう部分が基本的に入ってくるんだと思います。

それとあともう一つ、相性の問題が出ましたけれども、対象者が相談機関を選ぶときに、電話帳、インターネットで調べて、自分で選んでいく場合もありますし、それもかなり勘みたいなものですよね。それから、だれかにいざなわれてくる場合。特に児童相談所の場合は学校のカウンセラーから、これは児童相談所ですよ、行きなさいと言われて渋々来る場合と、その流れによってかなり違いますし、動機づけも相当違います。ですから自発的に来た、あるいは回されて来た場合の親の相談動機、意思の強さみたいなものによっても、その後の相談関係がかなり違ってくると思いますし、自己解決能力が高い人、目的がはっきりしている人というのは、基本的には児童相談所には余り来ないと思います。

ですけれども家庭内の何らかの問題、葛藤があるから来るわけであって、表にある「不登校」という言葉とは別の問題が必ずあるので、それについて基本的に分析するところまでは持っていくわけです。そこで支援方針がようやく出るんだと思います。ですから、それまでの取り組みというのは、今他の相談機関でも行われていると思いますけれども、来たら必ずそこまでの問題整理と、相手側の意思に基づく支援方針の決定というところまでは必ずしますよね。それを今回お願いしているんだろうというふうに思っています。

松原委員長 必ず個人で判断しないで、集団で判断をするということで、恐らく利用者側が判断すると思うんです。それから、例えば市はカウンセラーをやっていらっしゃるから、カウンセラーとして相談を受けたときに、これこどもと家庭の相談室へ行きなさいと言って、それがどのぐらいあるとか、教育相談だよねとか、児童相談所と連絡をとったらというのは、そちら側のそばにいる支援者側がこどもと家庭の相談室を見ながら、そこが振り分ける可能性もありますよね。

ではこのことは一応その程度にして、それとちょっと話題を変えてよろしいですか。児童虐待対策ということで、児童相談所の加藤委員に伺いたいんですが、虐待は基本

的に親子分離だったら必ず児童相談所だと思うんですけども、ある程度のところまでは市側で持っているのか、つまりちょっと具体的に言うと児童相談所としてケースファイルが立つか立たないかということになると思うんですけども、これがどうかということと、それから児童相談所としては在宅ないしは将来的には親子分離、一時保護だと考えているケースでも、今在宅の場合には、ある意味すべての原因について地域協議会を立ち上げたいとお考えなのか。関係機関複数あるとしても、あえてこの協議会じゃなくて、機関連携と児童相談所との対応で、地域のそういう虐待をされている家庭に対応していこうとされているのか、その辺は児童相談所としては今どうお考えですか。

加藤（芳）委員 児童相談所の軽いものから重いものまで、虐待相談・通告というジャンル別をされる事例のうち、実際に一時保護されたものは約2割です。ですから残る計8割は、検討したけれども、しなかったというものも含まれるわけですけども、大づかみに言って6～7割は、保護についてはテーマにならない場合が非常に多いという実感を持っています。

そういうことからすると、実際今も名前は違いますが、鎌倉市において虐待防止ネットワーク会議、3段階構造でやらせていただいて、実態としては変わらないです。主に実務担当者会議のところ、定期的に関係機関が相互に関与して見守っていかねばいけないケースについては、定期的にここで情報交換をすることになっています。この関係機関との連携で見ていくというケースが、実務担当者会議の主たる観察ケースになるわけですので、それ以下の場合のケースも多数あるわけです。それをすべて把握するのは基本的には難しいだろうというふうに思います。

そういったケースについては、一番左側の児童相談の相談員がかかわっていれば、そこで基本的にマークしていれば十分なケースもあるのかもしれない。今の児童相談所の把握の、市との関係で、押さえ方というんですか、把握の仕方としては、キーパーソンがいれば、例えば保健師さんとは話ができていうケース、それでお母さんも落ち着いていますといった場合、この保健師さんがキーパーソンになっているケースですよという認識をします。それで他の問題が出てくればまた別なんですけれども、そこでおさまっていればそういうケースなんだということで、定期的に連絡をいただければ、そこで安定が保たれるという認識をします。ですから、それまですべて持ってくるかどうかは地域協議会の持ち方、幅の広げ方によるのかなとは思っています。

松原委員長 例えばちょっと表現が文学的で申しわけないんですけども、軽いネグレクトの場合には、児童相談所が把握していなくても、市で把握していればいいという理解でしょうか。軽いというのはちょっと文学的で余り好きじゃないんですけども。今までは全部児童相談所に通告するということになっているんですけども、ここでは「もしくは」となっているので、市が把握していれば、必ずしも全ケースを児

童相談所が把握していなくてもいいんですかね。そこがよくわからないんですが。

加藤（芳）委員 難しいですよ。その一部分はこちらで直接把握しているものもあるでしょうし、相互に共有しているものもあるはずなんです。ですから、先ほどリスクアセスメントのお話もありましたけれども、リスクそのものをだれがどこまで見ている、その人のアセスメントがどのくらいで、他の人がどこまで知っていて、同じアセスメントの認識であるかどうかという構造ですよ。鎌倉市さんの場合も、我々もそうなんですけれども、早期発見のためのチェックリストまではあっても、かかわっていく上で、その事態、事態でアセスメントは変わっていくはずなんです。家庭環境も変わるし、あるいはお母さんの精神安定度によって左右されるかもしれない。日々刻々変わるかもしれませんよね。そのアセスメント制度を持ってやっているところもあるんです。

幾つかそういう実例を聞いていますけれども、例えば神奈川県内でも相互にアセスメントをこちらで決めていたはずなんだけれども、最終的には死に至った事例などあって、我々もお互いに運用の仕方をきちんと承知していないと結構危ないなということもあって、このアセスメントで行きましょうというだけの自信がないんです。ですから個別の、実際かかわっている人の状況把握、それから危険度の判断によるところが大きいと思うんです。ということで、今かかわっているキーパーソンがいれば、その人がとりあえず関係性を持っていて、子どもは笑顔がちらついているし、お母さんも安定しているよと言われれば、それ以上みんなで寄ってたかって、望んでもいない人がいろいろ「どうですか」と聞くというふうにはならないだろうということです。

松原委員長 これリスクアセスメント表にもチェックリストつくってらっしゃるといことですが、ここのポイントを超えたら児童相談所に連絡してだとか、超えなければ連絡しなくていいよってつくりはしていないんですか。

加藤（芳）委員 そこまで行っていませんね。

松原委員長 その辺はちょっと。四方委員どうぞ。

四方委員 一番難しい議論になっているんだと思います。しかし、私そういった大変な事態になったお子さんたちを随分たくさん見てきた立場から申し上げたいと思いますが、例えば非常に優秀なたくさん保健師さんがキーパーソンになれることは結構あると思うんです。その方が判断されることであって、お任せするということがあったとしても、私どこかで定期的なチェックの時期が原則としてきちんとあった方がいいのではないかと。それを一つの取りまとめとして、そういうことをするのがどこなのかということが、あった方がいいのではないかと思います。

というのは、殊のほかネグレクトのケースが最初にあって、その後、親子関係がもっとうまく行かなくなって、虐待が非常に深くいつの間にか進行するというケースが最も怖いんです。ですから、ここに児童相談所担当者会議、隔月程度とか、この地域ネットワークの中の会議の頻度について書いてありますが、ここで全部やるのか、全

体の子どもたちが今どの程度どういうふうになっているのかということ、どこでやるのでしょうか。

松原委員長 これは市に聞いた方が。これ恐らく支援方針決定会議なんだろうが、市がこどもと家庭の相談室で受けたもの以外は、いろいろな虐待が懸念されるものについては、こういう支援方針決定会議の中で、児童相談所を連絡をとるか、今市の中の援助だけでいいのかという判断をするんですか、それとも要保護児童対策地域協議会の実務担当者会議を定期的を開いて、児童相談所の方にも入っていただいて、全ケースそこでは一旦皆さんで協議してみるという、そっちの方がいいんでしょうか。

こども局推進担当課長 一旦は支援方針決定会議である方針を持って、そしてその協議会と連携してということになるのかなと思います。キーパーソンが環境を保つにしても、定期的にチェックが必要という、それは現在も、そういったことでの相談業務を受ける中では感じておりました、やはりこれで大丈夫と思って相談者が帰った。帰ったその日の夕方に、もう状況が変わっているということもございます。そういったことも考えながら、仕組みづくりをしていかなきゃいけないなというふうにも感じております。

松原委員長 どうぞ。

富田委員 私は極めて狭い範囲の地域で仕事をしているものですから、きょう具体的な話になると困るので、発言は避けておりました、終わるまでほとんどしゃべらないつもりですが、一つ二つだけちょっとお聞きしたい。

まず支援方針決定会議の中に、教育委員会が入っていないですね。それは意図的に外してあるんでしょうか。続けて幾つか言いますから、ちょっと待ってください。そして保育園、幼稚園に通っている子ども、在宅の子どもの家庭の環境がどんなかというのは大体担当部署では、つまりこども福祉課と教育委員会では押さえているんでしょうか。

次。虐待の中に、不登校の子どもの原因の一端があるということも考えられるとすれば、待ち受けというこの相談の、幾ら専門職がたくさんいても、ここへ出てきてもらうこと自体がまず大変なことなんじゃないのか。一般的に言うと不登校は親の教育が悪いと、こういうふうに言う方が結構有名な方で大勢いらっしゃいます。でも不登校になった子どもに、なぜ不登校になったのかと、その原因を引き出すことなんて大変難しい話ですけども、その辺はどういうふうに扱うのか。

次は、拒否された場合どうするかという話が出ましたが、長時間ベランダでさらされている子どもがいるよと近所から保育園に通告があったんです。随分泣いて、泣きっぱなしなんだけどもという通告があったんで飛んでいくと、夜泣きしているんですよと言われたり、あれはうちのしつけだと言われたりしたときに、これはだれがどこまで踏み込んでいけるかどうか。

それから前の児福審のときに、例えば「児童相談所」という名前が恐ろしいと。だ

から児童相談所にはなかなか行きたくないという話があって、例えば安定所をハローワークという通称の名前にしたように、児童相談所も何か変わった呼び名、やさしい呼び名がないかと言ったことがあるんですが、これはどうも難しいらしいですが、そういうところから行くと、私たちは通告しやすい場所は、児童相談所よりは市の担当課であるというふうに思っています。たまたま私のところは大変児童相談所の有能な方がよく回ってきてくれますので幸せですけども、通常の保育園、幼稚園は児童相談所とのパイプが非常に細い。だから、なかなか通告がしにくいと、そんなふうに思っています。この図を見て大改革ができることを期待しています。

松原委員長 5点目は多分期待をしていますというご指摘だったと思います。四つあって、四つ目は多分加藤さんにも、いわゆる虐待通告があってもなかなか確認できないというご発言いただいているんですが、最初の3点は事務局、いかがなものですか。一つ目は教育委員会のことですね。

こども局推進担当課長 支援会議への教育委員会のかかわりという中では、私どもの方で支援会議に教育センターに入ってもらおうということで、教育委員会とのつながりをとっております。それで、家庭状況の把握についてですけども、富田委員からのご質問ですと、それぞれの家庭についてこども福祉課ですとか学校関係ですべての状況把握ができていくということの中では、それは十分かどうかという答えがなかなかしにくいところですが、把握する方法としましては、右側にあります育児支援家庭訪問事業、そういった事業を通して家庭状況の把握に努めたいと考えております。

それから不登校の状況の把握につきましても、各学校との連携です。それから教育委員会を通じた連携ということで考えております。それから私どもとして、どこまで私どものしつけですと言われたときに、踏み込めるかということについては、そこら辺は私どもとしても課題でありますけれども、児童相談所のご協力を得ながら解決に向けて考えていきたいというふうに思っています。

それから児童相談所に行きたくないという、そういう親御さんたちいらっしゃる現状は聞いておまして、どこどこに行きたくないというのは、例えば教育センターには行きたくないというような、そういう内容で、だけれど、こういう悩みがあるので何とかありませんかと、そういう相談が当然来るといふふうには思っております。適切な相談のルートを探りながらやっていくということであると思っております。

それから保育園とのパイプが細いという、それは今現在感じておりますことは、保育園だけでなく、例えば幼稚園との児童相談所とのパイプも、ちょっと考えていかなければいけないかなということで、そこに私どもがかかわることができるのであるならば、よりパイプが強くなればと、そこら辺で考えているところでございます。

松原委員長 どうぞ。

富田委員 この会議の冒頭に、正式な法にのっとった次世代育成支援行動計画の素案ができたというお話がありましたが、そういうことから考えると、今後、鎌倉市内

の子どもたちすべてを、どういうふうに支援して育てていくかということになったら、大ざっぱでもいいけれども、鎌倉市内にいる子どもたち、漸増状態にあると私も聞いていますけれども、この人たちの家庭がどういうふうであるかというのは、幾つかの類型に大ざっぱでもつかんでおいていただかないと、その支援対策が、せっかく行動計画をつくってもなかなか、いつものあの話だろうと、そういう思いであります。

松原委員長 本当にそのとおりだと思います。ちょっと私は加藤委員に伺いたいんですけども、虐待通告があったときの安否確認はどうするんですか。

加藤（芳）委員 基本的に、国の指針にもあるんですけども、虐待の蓋然性が担保できる情報があって安否確認ができない場合というのは、基本的に立ち入り調査を実施する検討段階ということになります。どうしても情報がなくて、例えば本当にその家にいるかどうかわからないという場合も結構あるんですけどもね。ただ、緊急性を要されているような蓋然性が高い情報を得ている場合は、件数的に多いわけでありませんが、やはり強行せざるを得ないとは思っています。実際に多いのは、むしろ虐待の蓋然性に足る情報がなくて、最近子どもの様子が全く見えなくなったので心配。学校にも来ていない。長期に来ていないから心配なので児童相談所が行ってくれませんかとかというお話は結構あるんです。

それからもう一つのパターンとして、虐待通告で実際には音を聞いた、泣き声が毎晩聞こえる、怒鳴り声がある、物音が聞こえたという場合、実際何も見ていないわけですから、どうしても確認してほしい。子どもの所属集団もないというような場合に、接点が全くない。保健所の健診を聞いても、良好だとか特に異常がないというような場合、全く手がかりがないです。こういう場合は立ち入りではなくて、やはり思い切って家庭訪問をさせていただきます。家庭訪問は任意です。

多くの場合は受け入れてくれるし、それで実際泣かれてしまったり、訴えますという場合もあるわけですけども、本当はそれしかないだろうなと思っています。そのレベルの立ち入り以下の、児童相談所の役目としての家庭訪問機能は当然あるわけで、通告いただいた以上、いずれにしても一定の安否確認をしなければいけないということからすると、これを察知するのも仕事なんだろうなというふうに思っています。

松原委員長 そこはなかなか市が、何か、かかわりがある場合には、ちょっと保育所で預かってみましようとか、そういうことができるかもしれないけど、何にもない場合は、市としてそれをやれる担い手というのは考えられないんじゃないですか。

こども局推進担当課長 現行の範囲内では、そういった家庭がありまして、周りからちょっと心配だけれども、でも外へ出てきて子どもに聞いたりする中でわからないみたいな、そういったことって、やはりおっしゃられることがございます。私どもの方では地域の主任児童委員ですとか民生委員をお願いしまして、地域の情報提供をしてもらおう。例えばいついつお祭りがありますとか、いついつこういうことがありますよ、ぜひ出ていらっしゃいませんか、こういうチラシを今配っていますので、おたく

にも寄りましたよと、そんなきっかけで家庭に入って、状況を知る範囲で、さらに市のサービス提供を話していく、そんな手法もっております。そういったようなことが現状でございます。

松原委員長 虐待の事実の確認のところについては、児童相談所の従来の業務そのものは継続をさせざるを得ないだろうと。そのほかに市レベルで努力をいろいろしていただく、そういうことでしょうか。

加藤（芳）委員 今お話しいただいたようなことを踏まえた上で、それでも何もなかったときにやれという意味ですので、いろいろ市がいろいろなことを何らかの形で関係がとれそうなことについては、いろいろご努力をいただいていますので、それもきっと従前どおりというふうには考えております。

松原委員長 どうぞ。

富田委員 市内に子どもがどのくらいいるかというのは、統計上はわかっているのだと思いますけれども、各町内会、自治会の会長さんとか役員の方が、自分の自治会の中に子どもが何人いるのかって、ほとんどつかんでいないんです。今これも問題なんだろうと思っているんですけれども、市民運動会なんかを開いても、子どもがどのくらい集まるか、なかなかやってみないとわからないという現状で、学校もそのことを町内会に何とか期待をしているところもあるようでございますけれども、そういう町内会、自治会等で自分の地域のどこにどんな子どもがいるかというのをつかまないと、これから子育てできないだろうと。

それから民生委員さんの中に、いろいろなイベント等で民生委員さんに声をかけるんですけれども、民生委員・児童委員という名称をはっきり認識なさっていない方がいらっしゃいますね。おれは民生委員だけ児童委員なんて知らないよと。300世帯ぐらいを抱えている民生委員さんは、いろいろ抱えている地域の中に、どこの家庭に子どもがいるのかいないのかぐらいは押さえてもらう。それが一番早いと思うんです。役所の人や地域を回って、子ども何人いるか調査するのは大変難しいわけで、昔は警察の生活安全課の人がぐるぐる回って、大体押さえていきましたけれども、今そこまでやりませんから、これは児童委員の人にやってもらうのが一番早道だと、すぐできるんじゃないかと思っています。その児童委員の方が、もっともっと子どもに対して気楽に声をかけていただけるような、そういうお願いは行政としてできるんだろうと、そんなふうに思っています。私たちは大変児童委員の方に期待しているものですから、ぜひそういうふうをお願いをしたいと思っています。

松原委員長 鎌倉市は民生委員・児童委員協議会の事務局が市役所になりますでしょう。多分そういう呼びかけ、研修等は十分可能ですね。加藤委員どうぞ。

加藤（邦）委員 今のお話に関連して、やはり社会的に孤立しないという目的では、出産した後の1歳半健診ですとか、3歳児健診とか、ほとんどすべてのお子さんが出てくるであろうというような節目がありますよね。就学時健診とかなんかあると思う

んですけれども、その時点で何か町内の方とかで、そういう家庭を見守りするとか、親御さんと関係を持つとか、保健所に集まるというよりももう少し地域に戻した方がいいのかもしれないですけれども、そういった試みが、なかなか難しいかもしれませんが、小さいうちの方が集まりやすいのではないかなというふうに思います。

先ほどしつけの話が出まして、私の施設は2歳児、3歳児が来ておりますけれども、1歳半のときには育てやすいお子さんでも、2歳を過ぎまして親の言うことを聞かないですとか、反抗期が結構激しいですとか、それとか人の前へ出るととても恥ずかしくなってしまうと我々に後ろを向いてしまって、個性が出てきて難しい時期を迎えますよね。その難しい時期に、なかなか市のやっている育児支援というのが、出てこられる人はいいんだけど、出てこられない人のところには届かないという状況があって、今の1歳半と3歳の間ぐらいに何かお母さん同士が、別に指導するというのではなくて、何か子ども同士つながれたり、家庭同士つながっていきけるような、そういうシステムがあれば、今横の話をしておりますけれども、育児支援は、何か問題が起こって相談を受けるということですが、やはり後手後手になってしまうので、その前に社会的に孤立しないような手立てがあると、いいんじゃないかなと思います。それで、送っていただいた次世代育成支援行動計画の中に、例えば子ども同士の関係をつなぐような試みが書いてあるんですけれども、一つの家庭を支援するとか、キーパーソンが、その家庭とつながるという考え方も大事だと思いますけれども、家庭同士をつなぐとか、子ども同士をつなぐことで集団に向かって力をつけていくような働きかけというのは、将来的には実を結ぶのではないかなと思っております。

松原委員長 ありがとうございます。今日児童家庭相談全般のことが出てきたので、検討してきていますが、児童虐待対策ということで、やはり鎌倉市としての予防的な対応、それから実際に虐待が起きたときに、今日出していただいた虐待相談への対応の数字、先ほど児童相談所の加藤委員がおっしゃった恐らく8割ぐらいはの在宅で支援しているということですから、在宅支援で鎌倉市がどんなものを準備できるか。(図の)右側の方で先ほどの岡部さんが説明される中で口頭でファミリーサポート事業ですとか、それからひとり親の家庭支援を挙げていらっしゃいました。そのほかにもいろいろあると思うんです。

多分いろいろなルートの連携になると思うんですけれども、保育の勧奨で保育を提供する、あるいは鎌倉市がその辺どうされるかわからないんですけれども、多分その延長で、例えば放課後児童対策なんかでも、ある種優先枠をそういう要保護家庭へ提供するというような方法も含めて、教育保健を市が予防から対応、ある意味ではアフターケアのところまでどういうものが準備できるかというのをいっぱい網羅されていることと、この審議会としても、この家庭相談なども大きな核にしながら、一つの方角性は出していけると思います。

何でこんな話をし始めたかという、ちょうど今1月の末で、市としては2月、3

月にかけて市議会が開催されるということで、来年度いろいろなことを実際に動かしていくためには、できれば3月の市議会にある程度我々の中間報告を出していきたい。ある種そういう市全体としての了解が必要なものについては得ていくということをしていくと、ちょうど法改正実施の時期にあわせて新たな体制に移れるのかなというように考えていまして、それで今日が8回目で、実は放課後児童対策が5回かけているんです。

ただ、5回目の半分ぐらいのところが入っていたかと思いますが、ですから、ちょうど6、7、8で今3回半ぐらいかけているので、もしもよろしければ、次回にある程度の中間報告までまとめ上げて、それで市議会等でもご議論いただく、あるいは確認をしていただくことができますと、4月1日から新たな体制でスタートすることができますし、こどもと家庭の相談室なんかもうまく機能し始めるんじゃないかなみたいに考えておりました、ちょっと残りまだ20分ぐらいありますので、僕は今中間報告でこんなことを鎌倉市として要望、鎌倉市としてはこんなことがやれる、やっている、やりたい、それから対応策として新たに言えば在宅子育て家庭訪問支援事業なんか、予防的な意味もそうでしょうし、対応策としてもそうでしょうし、対応策としては育児支援家庭訪問事業もあります。

それから今この図の中には出てきていないさまざまな、この図の中に入れておいていいと思うんですけども、対応策としてこんなものがある。それからこの図に示された中で特に虐待、真ん中のところでのきょうのご議論を聞いていただいて、少し児童相談所との連携、それから鎌倉市などとの相談体制を組むということもまとめていただけないかなと考えておるんですが、少し中間報告作成に向けて、残り20分弱ですが、こんなことを中間報告書の中に盛り込むべきだということのご意見がありましたらいただきたいと思っておりますし、全く事務局と打ち合わせてしていないんですが、中間報告起草委員会みたいなもの、あと20分ぐらいの中で決められればなと思っていますけれども。

富田委員 すみません、どこでしゃべっていいのかわからないので、黙っていたんですけども、他制度というところで一言だけちょっと今のうちにいいですか。

松原委員長 どうぞ。

富田委員 支援内容に家事援助というのがあるんですけども、一番困っているのは父親のところ、父子家庭の家事援助なんです。そのところに訪問をする方は、いろいろ近所の方が口さがないことを言うところもありますので、訪問する人を選んでいただきたい。母子家庭のところは若い人が行くといろいろまた問題もありますので、その辺も十分配慮していただきたいということが一つ。

それから赤ちゃんの入浴につきましては、その入浴が本当に戦争騒ぎで大変で、入浴をさせられないのか、それともネグレクトで衣類をかえないとか、その辺の判断が私たちには非常に難しいんですけども、できることなら入浴をさせるノウハウを持

っていない若い母親もいますので、できたら、この入浴は助産師かなんかのお年寄りでも若い人でも結構ですが、有資格者、そういう方が行って指導しながら入れていただければなお結構だと思っています。とすると、利用料の1,000円というのは安過ぎるんじゃないか。だから本人負担はこれ以上は無理でしょうから、市の負担額をもう少しふやすことはできないか、それが言いたいです。

以上です。

こども局担当推進課長 今の最後の助産師さん、そこら辺は上の制度と絡め合わせて考えていきたいと思っています。下の他制度というのは、専門的な職にある方というのではなく、一般の子育て経験がある方を派遣してということで、それで各家庭の家事等を支援していくという、そういったことで考えておりますので、専門職による指導というのは、育児支援家庭訪問事業の方に上げていきたいと思います。

富田委員 おっしゃることはよくわかるんですけども、若い人たちはブランド志向ですから、子育ての経験のある非常に入浴指導も、入浴させることも得意な人が行っても、それよりも肩書きのある人の方が若い人は喜ぶんだと、そういうことです。ブランド志向というのは、いいことかどうかわかりませんが。

松原委員長 そうですね、NPO法人に委託をされるという予定ですので、そこへ多彩な人材がそろうかどうかですね。

こども局担当推進課長 その人材の確保、あるいは現行の人材のレベルアップの研修等を考えていくようにいたします。

富田委員 ありがとうございます。

松原委員長 若干かかわってどうですか。新保さん。

新保委員 さっき少しあったんですけども、支援方針決定会議、支援策調整会議の会議の参加メンバーに関して、ここ右側にそれぞれ課長級、係長級と書いてあるんですが、少し違和感があります。やはり支援方針決定会議の中には、先ほどお話がありました、専任職員の課長代理の方には必ず入っていただかなければいけないでしょうし、できますればほかの非常勤の方も本当は入っていただいた方がいいだろうなと思います。それから右側の支援策調整会議のメンバーの中の少なくともだれかは、支援方針決定会議の方にお入りいただかないと、右側の方の調整会議と左側の決定会議の間の連携が、通常の業務でやればいいのかもかもしれませんが、とりにくいのではないかなという感じがします。

ですから責任をとるのは課長級で構わないと思うんですが、そこに参加するメンバーは課長級と書いてしまうと、それ以外の方が発言しにくいのではないかなと思うので、やはりここは方針を決定する場合においては、責任をとるのは課長なのかもしれませんが、自由に言っていただくというために、担当者レベルの方が正規のメンバーとしてお入りいただくということを考えたらどうかなと思います。右側の調整会議の方も、保健師さんとか助産師さんたちにもお入りいただける余地を残しておいた方が

いいのではないかなと思います。それから、同じように地域協議会の方ですけれども、これはほかの入所型施設の方は入っていただいた方がいいのではないかなと思うのですけれども、何か意識的に外していらっしゃるのかどうなのか、それとも逆に忙し過ぎるのかなという感じもするんですけれども、というのは分業するだけではなくて、入所した後とか退所後のことなども多分考えていかなければいけないと思うので、できるだけ早い時期からお入りいただくということを考えた方がいいかなと思っております。きょうすぐ結論ではなくても構いませんので、次回あたりまでにご検討いただければと思います。

松原委員長 今言った市の虐待予防ネットワークに、鎌倉児童ホームも入っていらっしゃるので、虐待防止ネットワークと地域対策協議会との関係調整というのも一つの課題になります。

こども福祉課長 最後のを先にお答えしますと、地域協議会のメンバーにつきましては、現行のネットワーク会議のメンバーをもとにしながら再編成といいますが、必要なところをまたふやすなり、いろいろ考えていきたいというふうに思っております。それから前段の課長級、係長級につきましては、ご指摘のようなこともございますので、「必要と認める者」というのをもうちょっと柔軟に運用するという形で対応していければと思います。

富田委員 今のに関連して、次世代育成支援対策推進法を追い風と受け取るならば、せっかくなつく組織図が、通常の業務の中でこなすのではなくて、十分機能するように中身、担当者も膨らませるべきだと。これからお金が次世代育成の交付金という形で交付され流れてくるとすれば、今ここでそれをやっておかないと、後々現有勢力で何とかこれをしようという、オーバーワークすぎて、結局は計画倒れになってもったいないと思っています。そういうふうなことを言うのが私たちの仕事だろうと思っていますから、事務局も遠慮をしないで言ってほしいなど。

松原委員長 こどもと家庭の相談室の専任職員なり常勤というのは、増員を考えていますか。どこから回るんですか。

こども福祉課長 一応専任職員につきましては増員を要求いたしまして、認められる方向にあるかと思っております。他市の状況を聞きますと、いろいろその自治体の事情というのがおありですので、各部署から集めてチームをつくる場所もありますし、なかなか小さい町村では増員要求などとんでもないという状況のところもあるようで、いろいろ幅がございます。

松原委員長 衆議院の児童福祉法改正のときにも追加条項で、地方自治体の体制整備をするようにと、そういうのもありますので、まさにこの審議に対してはそういうことを言わなきゃいけないだろうと思います。石井委員。

石井委員 こちらの相談援助の図面のどこかに、スーパーバイザーが将来的にいたらいいいのかなと思いました。それは相談のところでも必要かもしれませんが、支援方

針決定会議等、いろいろな会が集まったときの、そういったときに第三者的な存在として専門のスーパーバイザーの存在が、きっと役立つのではないかなと感じております。

あと予防のところに、これ多分もうこういう図面の中に含まれているのかと思うんですが、私はほかの市で子ども家庭支援相談をやっている相談員なんですが、保健師との連携が非常に密なんです。保健師さんから、ちょっとこのお母さん大変だから今度お願いと来たり、または私が受けたものを、じゃ今度私は月1回継続するけれども、日常的には地域の方で、家庭訪問で保健師さんが様子を見てということによってやっておりますが、それは多分こちらの児童相談と、こちらの今度できる相談員との連携ということと、あと私の方から保健師さんをお願いするのは、この右側の方の家庭訪問事業の中の下の方の専門的な家庭訪問の支援に入るのかなと思っております。

松原委員長 きょう出していただいた図は、家庭相談の図なので、これで全部児童育成対策を組み込むと、A3じゃちょっと足りないと思うので、ぜひこれは一つの図にさせていただいて、そういう要望、連携とか、実際の対応とか、幾つか図をつくりながら、あるいは文章化をしていただく。きょうはたまたまこれが出てきたので、これだけではなかなか書き切れない部分がある。石井委員のおっしゃるとおりだと思いますし、本当に顔と名前が一致するような形で連携が進んでいますと、かなりスムーズに対応できると思います。

ほかにはいかがですか。四方委員どうぞ。

四方委員 ここで言ういいか、私も迷ったんですが、保健師さんの話が今出ましたので、少しつけ加えますと、専門的な家庭訪問支援というのは重視されて、ここに書かれているんですが、一つだけ認識として大きく持っていただきたいとやっていることがございまして、マタニティーブルー、産後のうつ病がだんだん数がふえていまして、15%という数字がこの間出ております。これはもう予防に最も重点を置かなければいけないところだと思いますので、そこをぜひ含んだ上での計画を立てていただきたいと思っております。

松原委員長 そうしたら、特にコンセンサスとしてこれを入れるべきだというご意見がなければ、ある程度時間も迫っておりますので、ちょっと起草委員の相談をさせていただいて、そして三つ目の議題、次回開催日程というのがありますがそれとの関連で起草委員会の作業も決めていきたいと思っております。それで全然事務局と相談してないんですけども、ちょっと私の独断の提案ですが、私は入りますので、あと新保委員と、それから直接力仕事というか、何か書いてくださいという意味合いではなくて、やはり県の調整との関係でいろいろご相談しなければいけないところがありますので、一応密に相談させていただくという意味で加藤（芳）委員も起草委員にお加わりいただいて、3人で事務局と協力しながらつくりたいというふうに思いますが、いかがですか。

(異議なし)

松原委員長 メールの世界がありますので、直接顔を合わせなくてもやり取りはできるかと思います。

それで、次回の日程なんですが、

(以下日程調整)

松原委員長 ありがとうございます。では22日ということで。6時と6時半、どっちが確実ですか。どちらでも同じ。少し遅い方がいいです。6時半の方がいいですか。

加藤委員 6時半の方がいいです。

松原委員長 じゃあ、6時半～8時半ということでしましょうか。ありがとうございました。あと特にご意見がなければ、きょうはこれで終わりたいと思いますが、よろしいですか。ありがとうございました。